

千葉県報

号外
令和5年1月22日

号外第4号

主要目次	頁
告示	一
〇 疑似患者の発生	一
〇 令和五年千葉県告示第二号の一部を改正する告示	一
〇 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限	一

告示

示

千葉県告示第十九号の二
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生届出があった。
令和五年一月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約一四〇〇〇	匝瑳市野手	令和五年一月二十二日

千葉県告示第十九号の三

令和五年千葉県告示第二号（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。
令和五年一月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第二号を次のように改める。
二 匝瑳市の一部（今泉、荻野、川向、上谷中（匝瑳市市道九一五七号線の以北の区域を除く。）、高、長谷、西小笹、野手、登戸、東小笹、東谷、平木、みどり平、八日市場二、八日市場ハ（匝瑳市市道九一五七号線の以北の区域を除く。）及び吉崎）

千葉県告示第十九号の四

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定によ

り、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。
令和五年一月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域	期間
一 旭市の一部（足川、イ、江ヶ崎、鎌数、川口（県道千潟停車場豊畑線の以西の区域に限る。）、琴田、椎名内、新町、西足洗、野中、東足洗、ロ、秋田、鏑木、三川（旭市市道一〇五〇号線の以東の区域を除く。）、萬力、米込及び権田沼新田） 二 匝瑳市の一部（飯倉、飯倉台、飯多香、飯高、飯塚、入山崎、内山、内山新田、生尾、大浦、大寺、大保里、大堀、小高、貝塚、加多古、片子、蕪里、亀崎、栢田、川辺、木積、公崎、高野、新、上谷中（匝瑳市市道九一五七号線の以北の区域に限る。）、田久保、椿、時曾根、富岡、長岡、長丘、中台、新堀、城下、春海、久方、堀川、堀ノ内、松山、南神崎、南山崎、宮本、八辺、山桑、山崎、八日市場イ、八日市場ハ（匝瑳市市道九一五七号線の以北の区域に限る。）、八日市場ホ、八日市場ロ、横須賀、吉田、米持及び若潮町） 三 香取市の一部（小川） 四 香取郡多古町の一部（東部） 五 山武郡横芝光町の一部（市野原、小川台、於幾、上原、北清水、木戸、栗山、古川、小田部、篠本、篠本根切、芝崎、芝崎南、台、富下、鳥喰下、鳥喰新田、母子、原方、二又、傍示戸、宝米、宮川、虫生、目籬、屋形、谷中、横芝、両国新田、尾垂イ及び尾垂ロ）	当分の間

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八